

## 2 産業の振興

### (1) 現況と問題点

#### ① 農業

本町は、稲作を中心として農業の基礎が築かれ、道内有数の良質米生産地として発展してきましたが、現在は農業情勢の変化に伴い畑作物・野菜・畜産等との稲作複合経営が営まれています。

農業を取り巻く環境として農家戸数は年々減少を続けており、平成 17 年に 580 戸（うち販売農家 498 戸）あった農家が、平成 22 年では 473 戸（うち販売農家 410 戸）と、5 年間で 107 戸（販売戸数 88 戸）が減少し、その減少率は 18.4%（販売農家 17.7%）となっています。

また、本町の 1 戸当たりの農用地面積は平成 22 年では 14.1ha で、北海道及び胆振平均と比較しても中小規模にあります。販売農家のうち農業所得を主体とする農家（専業及び第 1 種兼業農家）の割合は平成 17 年の 80.1%から平成 22 年には 79.3%に、主業農家の割合は平成 17 年の 58.4%から平成 22 年には 53.9%にやや減少しているものの、農業所得に依存する農家の割合は高い状況です。しかし、農家子弟の新規就農者も極めて少ない状況が続く、65 歳未満の農業専従者がいる販売農家が平成 22 年では 54.4%と約半数で、高齢化や労働力不足等による生産体制の脆弱化や農村活力全体の低下が懸念されています。

このような中、農作物価格の低迷や産地間競争の激化、TPP 協定の動き等の国際化の進展により、さらに農業経営の厳しさが増していますが、本町農業を持続的に発展させるためには、国際化の波に負けない力強い農業・農村づくりが必要です。

このため、第 6 次厚真町農業振興計画の目標実現に向け、認定農業者等の担い手経営の安定化や六次産業化を含めた経営の多角化を推進するとともに、新たな生産技術の普及・推進と農業基本技術の励行により、単位当たりの生産性を向上させる等、農畜産物の生産性の向上を図ります。

特に農業生産基盤の整備は、「厚真町農業農村整備事業計画」で全体 3,106ha の水田整備を目指しており、平成 25 年度末までに約 2,160ha が完了し、今後も順次各地区の調整を図りながら、水田大区画化や農業用水の分離等の計画的な整備を進め、併せて勇払東部地区国営農業用水再編対策事業を推進し農業用水を確保する等、効率的な生産体制を確立することが重要です。

また、依然、エゾシカによる農作物被害が多発しており、被害防止対策を進めることはもとより、エゾシカ保護管理計画の適正運用による個体管理・駆除などを含め総合的な被害防止対策を講じることが急務となっています。

表 2-1 (1) 農家戸数の推移（農林業センサス）（単位：戸）

区分	農家戸数		専兼別			経営規模別					
	総戸数	うち販売農家	専業	兼業		3ha未満	3～5ha	5～10ha	10～20ha	20～30ha	30ha以上
				第1種	第2種						
平成 2 年	779	738	251	340	147	178	153	296	128	18	6
平成 7 年	712	652	188	292	172	166	136	243	132	27	8
平成 12 年	669	608	191	272	145	183	113	198	131	32	12
平成 17 年	580	498	171	228	99	117	71	143	98	45	24
平成 22 年	473	410	177	148	85	100	43	93	95	51	28

注) 平成 2 年、平成 7 年及び平成 12 年は専兼別を販売農家数で、経営規模別を総農家数で示しており、平成 17 年及び平成 22 年は専兼別・経営規模別ともに販売農家数で示している。

表 2-1 (2) 年齢別農業就業人口の推移（農林業センサス）（単位：人）

区分	平成 2 年		平成 7 年		平成 12 年		平成 17 年		平成 22 年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
男女計	1,694	—	1,431	△15.5	1,243	△13.1	1,028	△17.3	834	△18.9
15～29 歳	133	—	98	△26.3	64	△34.7	33	△48.4	25	△24.2
30～59 歳	984	—	725	△26.3	576	△20.6	420	△27.1	288	△31.4
60～64 歳	197	—	214	8.6	149	△30.4	130	△12.8	112	△13.8
65 歳以上	380	—	394	3.7	454	15.2	445	△2.0	409	△8.1

注) 平成 2 年及び平成 7 年は総農家、平成 12 年、平成 17 年及び平成 22 年は販売農家で示している。

表 2-1 (3) 1戸当たり農用地面積の推移 (農林水産省耕地面積調査) (単位: ha)

区 分	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年
北 海 道	12.7	14.8	17.0	19.8	26.2
胆振管内	8.7	9.7	10.6	12.8	16.9
厚 真 町	7.6	8.2	8.7	10.0	14.1

表 2-1 (4) 主・副業別農家数の推移 (農林業センサス) (単位: 戸)

区 分	主業農家		準主業農家		副業的農家
	うち65歳未満		うち65歳未満		
平成 7 年	427	382	97	51	128
平成 12 年	366	320	68	27	174
平成 17 年	291	252	41	17	166
平成 22 年	221	199	51	24	138

注) 農家数は販売農家で示している。

表 2-1 (5) 農業労働力保有状態別農家数 (農林業センサス) (単位: 戸)

区 分	65歳未満専従者がいる	うち男子専従者	うち女子専従者
平成 7 年	434	295	—
平成 12 年	349	238	—
平成 17 年	271	177	183
平成 22 年	223	145	111

## ② 林業

本町の森林は町民の生活圏に隣接し、天然生萌芽林、針葉樹人工林、天然生林といった様々な林分によって構成されており、「厚真町森林整備計画」に基づき森林の多面的な機能に配慮しつつ、重視すべき機能に応じた整備と保全を総合的に行う必要があります。

天然生萌芽林は、ナラ類によって構成される広葉樹林が多く、農家の副業としてシイタケ栽培の原木として利用されていることに加え、高品質の木炭の原料としても利用されており、持続可能な範囲で利用を進めることが重要です。また、人工林は、カラマツを中心とした造林が行われ、伐期を迎える林分も多く存在することから、皆伐等の木材生産と環境保全の両立を図りつつ、計画的な伐採と再造林を進めなければなりません。

このため、町有林については、伐期に達した人工林を計画的に伐採し、森林の維持と安定した木材資源の市場への供給、森林環境の保全に努めるとともに、民有林については、所有者、地域、森林組合等との連携を図りながら、森林施業の集約化による効率的な作業の実施に努め、さらに林業従事者の養成・確保や機械化、作業路網整備等を計画的に進めていく必要があります。

表 2-2 (1) 森林面積及び蓄積量 (単位: ha・千 $m^3$ )

区 分	森 林 面 積 (ha)					蓄 積 量 (千 $m^3$ )		
	計	天然林	人工林	無立木地	その他	計	針葉樹	広葉樹
道 有 林	11,888	9,540	1,944	—	405	1,982	566	1,416
町 有 林	2,352	935	1,362	55	—	419	332	87
私 有 林	14,396	6,943	6,213	1,240	—	1,860	1,248	611
そ の 他	5	—	—	5	—	—	—	—
計	28,642	17,418	9,519	1,301	405	4,260	2,146	2,114

(資料: 平成 24 年度北海道林業統計)

## ③ 水産業

本町の水産業は、シシャモ、ホッキの資源管理やマツカワの種苗放流等、資源管理型漁業を中心に経営の安定化を図ってきており、これまでの取り組みを継続しながら漁場環境の保全を推進していく必要があります。また、依然、後継者不足の状態にあることから担い手の確保に努める必要があります。

表 2-3 (1) 漁獲量及び漁獲高の推移

(単位：t・千円)

区 分	平成 20 年		平成 21 年		平成 22 年		平成 23 年		平成 24 年	
	数量	金 額								
合 計	292	136,686	373	170,741	380	177,889	289	131,213	298	135,128
魚 類	79	39,838	98	56,170	77	48,059	69	28,116	82	29,122
うちシヤモ	10	21,873	27	40,649	25	33,777	6	10,101	6	12,487
水産動物	11	20,901	17	17,592	11	20,487	17	20,869	11	15,010
うち毛ガニ	6	11,565	6	10,314	6	12,286	7	12,588	5	10,919
貝 類	202	75,947	258	96,979	292	109,343	203	82,228	205	90,996
うちホッキ貝	192	73,190	250	95,478	289	108,763	200	81,750	202	90,415

(資料：北海道水産現勢)

## ④ 工業及び企業立地

本町は苫小牧東部地域開発や千歳・苫小牧地方拠点都市地域計画等により、国等の開発整備・振興の方向を踏まえながら企業誘致を中心に取り組みを進めてきました。企業誘致については、新千歳空港、苫小牧港東港区、さらには高規格幹線道路日高自動車道厚真 I C などの良好な交通条件、安価で広大な工業団地、そして立地企業に対する町独自の優遇措置を PR しながら積極的に企業誘致に努めています。平成 24 年度には国が推進する再生可能エネルギー（太陽光発電）による発電所（1.5MW と 15MW）を誘致しましたが、製造業等の業種は、グローバル化による経済構造の変化や経済不況の長期化などから誘致活動は困難な実情にあります。

苫東開発については、平成 20 年度に「苫小牧東部開発新計画の進め方について（第 2 期）」が策定され、現在、段階的な開発の具体的な方向付けが行われています。

苫東地域に所在する道内で唯一北米コンテナ航路が就航している苫小牧国際コンテナターミナル（東港区弁天地区）では、延長 330m 水深 14m の岸壁と、平成 23 年に完成した延長 240m 水深 12m の耐震強化岸壁が供用されており、さらに、パナマックス（13 列）対応のガントリークレーン 2 基に加えて、オーバーパナマックス（16 列）対応のガントリークレーン 1 基が平成 24 年に加わるなど、充実した設備の整備により待船やヤードの狭隘化などの問題が大幅に解消されています。今後、東港区は広大な後背地を活用した北海道の物流及び産業の拠点として発展していくことが予想されますので、町でも動向を把握しながら企業誘致の方策等を検討する必要があります。また、苫小牧港リサイクルポート（静脈物流拠点）の推進については、苫小牧港リサイクルポート懇話会で港の後背地にリサイクル施設を集積させ、再生資源物を海上輸送する拠点づくりが推進されています。

工業の振興は、企業誘致のみならず地域資源を活かした地場産業を育成する方向も併せて取り組んでいく必要があります。そのためには他の地域産業との連携や、小規模でも多様な地域資源を活かした起業グループを育成し、つないでいく努力が必要です。また、今日的な基盤としては工業団地の整備はもとより、地域のイメージアップを図るための施策と情報発信が欠かせません。今後は、これらの取り組みを強化し、定住促進や地域産業全体の活性化につながる工業振興策を講じていく必要があります。

表 2-4 (1) 工業の推移

(単位：事業所、人、万円)

区 分	事業所数	従業者数	製 造 品 出荷額等	1 事業所当たり		従業者 1 人当 たり出荷額
				従事者数	出荷額	
平成 16 年	7	411	582,926	58.7	83,275	1,418
平成 17 年	7	416	669,330	59.4	95,619	1,609
平成 18 年	6	407	627,384	67.8	104,564	1,541
平成 19 年	6	406	X	67.7	X	X
平成 20 年	5	404	774,371	80.8	154,874	1,916
平成 21 年	4	394	805,595	98.5	201,399	2,045
平成 22 年	4	383	763,907	95.8	190,977	1,995

(資料：工業統計調査)

## ⑤ 商業

本町の厚真市街地は、厚真中央土地区画整理事業により街並み整備等が行われ、商店主や町民による美化活動やイベント等を通じて中心市街地の集客等に努力していますが、人口の減少や高齢化の進行、消費者ニーズやライフスタイルの多様化といった社会経済環境の変化と相まって、購買力は苫小牧市や札幌圏へ流出している傾向が続いています。しかし、商業・サービス業は地域の活気やイメージに不可欠な存在であり、過疎化が進んでいる現在、町のコミュニティの核になる中心市街地を活性化させなければなりません。

このため、厚真町商店街活性化協議会により活性化に向けた方向付けを検討しており、魅力ある中心市街地づくりに向け、より一層町民に対し町内での買い物意識を高める啓蒙活動を推進する必要があります。併せて既存の個店等の自助努力を促しながら、研修や担い手育成、融資制度の普及、異業種交流、関連団体の自主活動支援、消費生活に関わる情報提供や学習機会の拡充等、商工会との連携を密にし側面からの様々な支援を講じなければなりません。また、町民の高齢化等に対応するため、見守りを含めた買い物弱者に対する食料品や生活必需品の移動販売等の新たなコミュニティビジネスの育成や、起業時の開業経費等の負担軽減等による新たな起業への取り組みの奨励等により地域経済の活性化を図ることも重要です。上厚真市街地については、上厚真市街地環境整備計画により、地区の居住環境整備等の動向を踏まえながら、関係者や関係団体、地域住民の参加を得て整備内容の具体化を定めていく必要があります。

表 2-5 (1)商業（卸売・小売業）の推移

区 分	事業所数	従業者数 (人)	年間商品 販売額 (万円)	1 事業所当たり		従業者 1 人当 たり年間商 品販売額 (万円)
				従事者数 (人)	年間商品販 売額 (万円)	
平成 3 年	89	303	680,353	3.4	7,644	2,245
平成 6 年	85	331	699,198	3.9	8,226	2,112
平成 9 年	75	297	739,518	4.0	9,860	2,490
平成 11 年	70	324	629,181	4.6	8,988	1,942
平成 14 年	67	320	622,944	4.8	9,298	1,947
平成 16 年	64	311	552,898	4.9	8,639	1,778
平成 19 年	53	273	690,862	5.2	13,035	2,531

(資料：商業統計調査)

## ⑥ 観光及びレクリエーション

本町の観光・レクリエーションは、グリーン・ツーリズムの推進により、自然や農業などの体験型とスポーツ活動が主流で、保養を兼ね宿泊機能をもつ交流促進センター「こぶしの湯あつま」を拠点として、国道 235 号沿道にある野原公園サッカー場、自然豊かな大沼フィッシングパーク、全天候型多目的スポーツ施設「あつまスタードーム」と周辺スポーツ施設等を中心に展開しています。農業関連では田んぼのオーナー制度、イモ掘り観光事業、ハスカップ摘み、こぶしの湯あつまでの農産物加工体験などに取り組み、また、あつま田舎まつりやあつま海浜（はま）まつり、ランタンまつり、スターフェスタ in あつま、あつま国際雪上 3 本引き大会等、四季を通じて様々なイベントを開催しており、本町を訪れる交流人口の増加やこれらに関連する特産品開発の取り組み、カフェやレストランの起業等、新たな産業の創出に結びつくことが期待されています。

しかし、近年、景気低迷などから観光入込客は頭打ちとなっており、特に宿泊客数は減少傾向にあります。このため、観光協会と連携した多様な体験メニューの提案等、交流促進センター「こぶしの湯あつま」を拠点とした都市生活者の余暇活動の場の提供、町内の回遊性の向上を図るため、本町の地域資源を生かした施設（古民家再生による交流施設、埋蔵文化財等の収蔵展示施設、厚幌ダム周辺の景観整備等）の計画的な整備により、観光面での経済波及効果を一層高め、都市部からの交流人口の増加を図る必要があります。特に、本町内に現存する北海道開拓期の歴史的にも貴重な遺構である「古民家」は、新しい住宅への建替えや所有者の高齢化、建物の老朽化等によりその数は激減し、現在では消滅の危機に瀕しています。このため、町内の古民家を保存・再生することにより、本町の歴史を将来に向けて伝承し、併せて本町の観光・レクリエーション

の交流施設等、時代のニーズに合った活用を図る必要があります。

また、心の豊かさや自然環境に恵まれた地域での子育てや移住定住に関心が寄せられており、本町を訪れる交流人口の都市生活者に対し本町の魅力発信の取り組みを積極的に展開し、併せて子育て関連施設や分譲地などの定住基盤を整備する必要があります。また、姉妹都市である岩手県奥州市やふるさと厚真会の交流を継続し、人的・文化的交流等、様々な角度からの交流を推進しなければなりません。

表 2-6 (1) 観光入込客数の推移

(単位：千人、%)

区 分	入 込 総 数			日 帰 客 数		宿 泊 客 数	
	実 数	前年対比	増減率	実 数	日帰率	実 数	宿泊率
平成 15 年度	119.9	—	—	110.0	91.7	9.9	8.3
平成 16 年度	118.9	△ 1.0	△ 0.8	109.3	91.9	9.6	8.1
平成 17 年度	114.2	△ 4.7	△ 4.0	104.6	91.6	9.6	8.4
平成 18 年度	109.9	△ 4.3	△ 3.8	99.8	90.8	10.1	9.2
平成 19 年度	110.1	0.2	0.2	99.8	90.6	10.3	9.4
平成 20 年度	116.9	6.8	6.2	108.1	92.5	8.8	7.5
平成 21 年度	153.8	36.9	31.6	145.1	94.3	8.7	5.7
平成 22 年度	138.5	△15.3	△ 9.9	130.2	94.0	8.3	6.0
平成 23 年度	150.6	12.1	8.7	142.5	94.6	8.1	5.4
平成 24 年度	138.8	△11.8	△ 7.8	129.9	93.6	8.9	6.4

(資料：胆振管内観光入込客数調査)

## (2) その対策

### ① 農業

#### ◆創造力・経営能力・意欲のある担い手による農業経営の確保

ア 認定農業者等担い手の育成、法人化の推進、経営管理能力の向上や経営多角化の推進

イ 農業金融対策、経営の複合化、六次産業化の推進等、経営所得安定対策等による経営の体質強化と安定化

ウ 新規就農者の受入体制づくり、研修教育体制の整備、地域おこし協力隊農業支援員の活用等、多様な担い手の確保

#### ◆環境と共生し安全・安心・良質な農畜産物の生産体制の確立

ア 土壌診断・分析の充実強化、土づくり、農薬や化学肥料の低減化等、農産物の生産改善

イ 本町特産物「ハスカップ」の育成とブランド化の確立

ウ 自給粗飼料生産性向上、家畜飼養管理技術の向上、家畜防疫対策の徹底、優良種畜導入等、酪農・畜産の体質強化

エ 穀類乾燥調製貯蔵施設等の農業生産施設の整備・改修

オ 中山間地域等直接支払制度の推進

カ エゾシカ、アライグマ等の有害鳥獣による農作物被害の軽減

#### ◆農地の利用調整促進と総合的な経営支援システムの形成

ア 優良農地の遊休化や将来懸念される引き受け手のない農地対策など地域合意による農地の利用調整

イ 農地中間管理機構の活用

ウ 農作業コントラクター組織等の育成など経営支援システムの形成

エ 農業関係機関による経営支援システムの充実強化と第 7 次厚真町農業振興計画の策定

#### ◆農業生産基盤の整備促進

ア 道営ほ場整備事業による水田の大区画化等ほ場整備の促進

イ 国営勇払東部地区農業用水再編対策事業の促進による農業用水の確保

ウ 国営造成施設管理体制整備事業の促進による農業水利施設の適正管理

エ 水利利用高度化推進事業（農業用水を活用した親水景観施設）の促進

オ 国営・道営ほ場整備事業対象外ほ場や整備後ほ場の補完的な整備支援

## ② 林業

### ◆森林の区分による整備と保全の促進

- ア 水源かん養機能、山地災害防止機能等多面的機能を発揮する森林の整備と保全の促進
- イ 木材需要に応じた樹種、径級材を生育させるための造林・保育・間伐、高性能林業機械の導入等、木材生産機能を発揮する資源の木材等生産林の整備と保全の促進
- ウ 森林経営計画策定の推進、所有者・森林愛護組合・森林組合・町の連携強化による森林施業の共同・集約化の促進
- エ 林業後継者など林家の育成、緑の雇用、地域おこし協力隊・林業支援員の活用等、林業従事者の養成と確保
- オ 林業専用道、作業路等作業路網の整備促進
- カ 間伐材の有効利用と加工技術等の導入等、林産物の利用促進
- キ シイタケ・木炭生産等、特用林産物の振興
- ク 森林生態系の保全
- ケ 町有林の計画的更新による雇用の場の確保と林業の活性化

### ◆住民参加による森林の整備と保全の促進

- ア 関係分野と連携し健康づくりや休養に関わる活動等の森林利用の促進
- イ 森林保護や自然との共生に関わる教育の充実
- ウ 環境・森林に関わる情報提供の充実
- エ 環境保全林の散策路等の整備
- オ 地区・職域・団体・学校等での緑化運動の促進
- カ 住民主体の森林活用団体への活動支援

## ③ 水産業

### ◆漁場環境の保全と資源管理型漁業の推進

- ア 魚介類の資源量調査に基づく漁場環境の保全と増殖漁場の確保
- イ 種苗放流事業の実施
- ウ 担い手確保対策の推進

### ◆海をテーマとした交流事業等の推進

- ア 海をテーマとしたイベントや交流事業の促進
- イ 地域産業、関係団体、関係分野の連携による地場魚介類の地産地消システムづくり

## ④ 工業及び企業立地

### ◆立地条件を活かした企業誘致の推進

- ア 人的資源のネットワークづくり、PR 媒体の充実、広域連携の推進、企業誘致条例の整理等、企業誘致活動の充実強化
- イ 苫小牧東部地域開発の促進
- ウ 既存事業所の経営安定化と建設業の多角経営化の促進
- エ ふるさと厚真会や都市交流等を通じた人材・情報ネットワークづくり
- オ 企業従事者等に対する宅地分譲の推進

### ◆地域資源を活かした地場産業の創出

- ア 産学官連携の推進
- イ 地域資源を活用した起業家の育成と起業化支援
- ウ アグリビジネスの研究
- エ 都市交流やグリーン・ツーリズム推進による交流産業の創出
- オ 異業種交流の推進

## ⑤ 商業

### ◆顧客サービス意識と経営感覚の向上

- ア 接客・品質・価格・陳列・商品管理・駐停車場・アフターサービス等、顧客対応の充実
- イ 消費者との交流事業の促進

- ウ 他地域の商業・サービス業組織、異業種研修等、自主研修事業の促進
- エ 花いっぱい・植樹・清掃等、商店街美化活動の促進
- オ 高齢化に対応した移動販売や見守り等、新たなコミュニティビジネスに対する支援
- カ 各種融資制度等の普及と有効活用促進
- キ 商工会や商業・サービス業関連団体等の自主活動への支援

◆消費者意識の向上

- ア 多様な媒体を用いた情報提供による消費生活知識の普及と消費生活意識の向上
- イ 消費者モニター制度への協力
- ウ 消費生活相談体制の充実
- エ 愛町購買運動の推進

◆地域産業との連携促進

- ア 都市交流やグリーン・ツーリズムの推進による交流産業の創出
- イ 農産物等の地場資源を活用した特産品の開発
- ウ アグリビジネスの研究
- エ 地域資源を活用した起業化の育成と支援
- オ 地域産業、関係団体、関係分野の連携による地産地消システムづくり

⑥ 観光及びレクリエーション

◆交流推進体制の確立

- ア 各分野と連携した多彩な人材の発掘・育成
- イ あつまブランドの創出
- ウ グリーン・ツーリズムに関わる体験メニューの拡充
- エ 厚真町グリーン・ツーリズム運営協議会の充実
- オ 交流促進センター「こぶしの湯あつま」の交流・体験メニューの充実
- カ PR活動等の促進
- キ 観光協会等関係団体等の自主活動の促進
- ク きめ細かな情報発信
- ケ 地域資源を活用した起業化の育成と支援

◆交流推進基盤の整備

- ア こぶしの湯あつま、あつまスタードーム等既存拠点施設の機能充実
- イ 環境保全林の散策路の整備
- ウ 厚幌ダム・厚真ダム周辺の景観整備
- エ PR活動の強化
- オ 古民家の保存・再生による交流施設の整備
- カ 埋蔵文化財収蔵展示施設の検討
- キ 臨海施設ゾーンの交流機能の充実

◆多様な交流の推進

- ア ふるさと厚真会の交流の推進
- イ ふるさと寄附金制度の推進
- ウ 各種イベントの充実
- エ 姉妹都市との交流の推進
- オ ふるさと厚真会や姉妹都市交流等を通じた人材・情報ネットワークづくり

## (3) 計画

## 事業計画（平成26～27年度）

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 産業の振興	(1)基盤整備 農業	親水景観施設造成事業	町	
		穀類乾燥調製貯蔵施設機器改修事業	町	
		軽舞地区道営ほ場整備事業	道	
		東和地区道営ほ場整備事業	道	
		豊沢地区道営ほ場整備事業	道	
		豊共第1地区道営ほ場整備事業	道	
		豊共第2地区道営ほ場整備事業	道	
		幌内富里地区道営ほ場整備事業	道	
		野生鳥獣対策事業	町	
	林業 (8)観光及びレクリ エーション (9)過疎地域自立促 進特別事業	町有林造林事業	町	
		古民家再生事業	町	
		企業立地推進事業 (事業内容) 企業誘致事業 (事業の必要性) 企業誘致を進め、町の活性化を 図るために必要である。 (見込まれる事業効果) 企業の誘致により、町の地域経 済が活性化し、雇用の確保等が見 込まれる。	町	
		エゾシカ個体調整事業 (事業内容) 野生エゾシカの個体数調整事業 (事業の必要性) 野生鳥獣による農業被害の抑制 のために個体数調整が必要である。 (見込まれる事業効果) 個体調整により、農作物被害を 最小限に抑え経営基盤の安定を図 ることができる。	町	
		農業後継者総合育成対策事業 (事業内容) 新規参入者・農業後継者に対す る助成事業等の実施 (事業の必要性) 農業後継者の育成に必要である。	町	

<p>(見込まれる事業効果) この事業により農業後継者や町外からの新規就農者を支援し、将来の中核となる担い手の育成を図ることができる。</p>		
<p>農産物ブランド化推進事業 (事業内容) ハスカップの品種の苗木購入費に対する助成事業 (事業の必要性) 農産物のブランド化に必要である。 (見込まれる事業効果) ハスカップの品種のブランド化を進め、他との差別化を図ることにより厚真町の農業振興を進める。</p>	町	
<p>経営所得安定対策直接支払推進事業 (事業内容) 経営所得安定対策事業の実施のため厚真町農業再生協議会への補助金の交付 (事業の必要性) 農業者の経営能力の向上を図るために必要である。 (見込まれる事業効果) 農業者の経営能力を向上させ、担い手の育成及び確保を行うことができる。</p>	町	
<p>元気な農家チャレンジ支援事業 (事業内容) 新技術導入事業、販売促進事業等に対する助成事業 (事業の必要性) 積極的に創意工夫を凝らした取り組みに対する支援が必要である。 (見込まれる事業効果) 取り組みに対する支援により意欲ある農業者を育成し、本町農業の振興を図ることができる。</p>	町	
<p>酪農緊急経営安定対策事業 (事業内容) 人工授精技術料の補助事業 (事業の必要性) 飼料価格の高騰、乳価の低迷により酪農家の経営状況を踏まえ、酪農業の基盤強化が必要である。 (見込まれる事業効果) 経済的負担を軽減することにより、本町酪農業の基盤の強化を図ることができる。</p>	町	

	<p>和牛緊急経営安定対策事業  (事業内容)  繁殖雌牛を更新する場合等の補助事業  (事業の必要性)  優良繁殖牛の確保が必要である。  (見込まれる事業効果)  良質な素牛を生産し、市場価格を確保することにより経営基盤の強化を図ることができる。</p>	町	
	<p>買い物弱者支援対策事業  (事業内容)  移動販売車による町内での移動販売の実施  (事業の必要性)  交通手段のない方や体の不自由な方を対象に移動販売を実施し、支援する必要がある。  (見込まれる事業効果)  買い物弱者といわれる高齢者や体の不自由な方が地域で安心して暮らすことのできる環境を確保することができる。</p>	町	
	<p>交流促進センター運営事業  (事業内容)  交流促進センターこぶしの湯あつまの運営事業  (事業の必要性)  厚真町の観光・都市との交流の核となる施設の運営事業  (見込まれる事業効果)  地域産業の振興と活性化を図ることができる。また、町民の健康増進の場として寄与することができる。</p>	町	
	<p>観光イベント支援事業  (事業内容)  各種イベントに対する助成事業  (事業の必要性)  イベント開催を支援し、観光の振興を図るため必要である。  (見込まれる事業効果)  各種のイベント開催により、本町の知名度を上げ、交流人口の増加や移住定住への効果が期待できる。</p>	町	
	<p>地域活性化推進事業  (事業内容)  各種物産展参加経費、食と工夫展への助成事業及び特産品PR活動  (事業の必要性)  本町の特産品等のPRに必要な事業である。</p>	町	

		<p>(見込まれる事業効果)  特産品のPRを通して厚真町の知名度を上げ、交流人口の増加や移住定住への効果が期待できる。</p>		
		<p>地域特産品開発・事業化推進事業  (事業内容)  地域特産品づくりに対する補助事業  (事業の必要性)  地域の特産品を開発し、地域活性化につなげるために必要である。  (見込まれる事業効果)  特産品の開発に必要な経費を支援することにより研究開発に取り組む意欲を増進させ、地域経済の活性化を図り、活力あるまちづくりを図ることができる。</p>	町	
		<p>グリーン・ツーリズム推進事業  (事業内容)  グリーン・ツーリズムに関する補助事業等  (事業の必要性)  グリーン・ツーリズムを通し、地域経済の活性化を図るため必要な事業である。  (見込まれる事業効果)  グリーン・ツーリズムを通して都市間交流を進め、移住定住や地域の活性化に期待ができる。</p>	町	
		<p>新ビジネスモデル創出事業(起業化支援事業)  (事業内容)  地域において起業を目指す者への助成事業  (事業の必要性)  起業を目指す方への経済的負担を軽減する必要がある。  (見込まれる事業効果)  経済的負担を軽減し、起業促進の取り組みを推進することにより、地域経済の活性化を図ることができる。</p>	町	
	(10)その他	<p>野生鳥獣減容処理施設整備事業  (事業の内容)  野生鳥獣減容施設整備  (事業の必要性)  有害鳥獣の処理方法の明確化が必要である。  (見込まれる事業効果)  有害野生鳥獣を処理し、堆肥等への活用が期待できる。</p>	町	